

外国年金管理（南アフリカ特許）

南アフリカの現在の法律は、1978年の改正特許法、及び1998年施行の知的所有権諸法の合理化法が適用されています。
パリ条約及びPCTに加盟しています。

南アフリカ特許の年金に関する規定は以下のとおりです。

1. 出願の際の申請言語は英語です。日本語の出願もできます。その場合、3ヶ月以内に英訳文を提出する必要があります。
存続期間は出願日から20年です。出願日の入力時に存続期限はセットされます。
出願時に、納付年として3、次回年金期限として出願日から3年後の日付をセットします。
これで、第4年度分の年金期限が設定されます。
2. 優先権主張を伴う場合は、出願日から3ヶ月以内に優先権証明書の提出が必要です。
優先権証明書の英文への翻訳文も必要です。期間は同じく出願日から3ヶ月です。
3. 無審査主義を採用して、出願公開・審査請求・異議申立の制度はありません。
4. 出願後、方式審査が行なわれ、方式要件を満たしていた場合は出願後6ヶ月から9ヶ月後には許可（ACCEPT）されます。
5. その後、受理日（ACCEPT）から3ヶ月以内に特許公報（Patent Journal）に公表されます。
6. 特許権は、出願が許可（Accept）された日からではなく、要約書が特許公報（Patent Journal）に公表された日から発生します。特許公報に公表された日が特許日（Date of Grant）となります。
7. したがって、登録日には、公表日を入力します。
登録時には、存続期限・次回年金期限の計算は行いません。
8. 第4年度分以降の納付は、出願日を起算日とする年金期限の前までに、納付します。
納付した年数（初期値は1）分だけ期限が更新されます。
6ヶ月間の追納期間があります。

KEMPOS上では以下のように扱います。

（パリルートの場合）

1. 出願時に「納付年」(3)を入力し、年金期限の計算を行いません。
出願時に「納付年」(3)を入力し、年金期限の計算を行いません。
2. 登録の入力で、登録日・登録番号を入力します。
登録日は、特許公報への公表日を入力します。
3. 第4年度分以降の納付は、出願日を起算日とする年金期限の前までに、納付します。
納付した年数（初期値は1）分だけ期限が更新されます。

（PCTルートの場合）

1. 通常の特許と異なるPCT用の出願種別はありません。
2. 国内移行の入力時に、納付年の入力及び、年金期限・存続期限の計算を行いません。
3. 国内移行後の扱いはパリルートの場合と同じです。

(パリルートの場合)

1. 南アフリカ特許の出願種別の設定は以下のとおりです。

- ・ 存続期間は出願日から 20 年です。
- ・ 年金期限の起算日は出願日です。
- ・ 初回の年金は 3 年です。出願時に便宜的に 1 - 3 年度分の年金を納付したものとみなします。
- ・ 維持年金にチェックを入れます。出願時納付には「3」をセットします。
- ・ 2 回目以降は、各年度の出願日の日までに次年度分の年金を納付します。

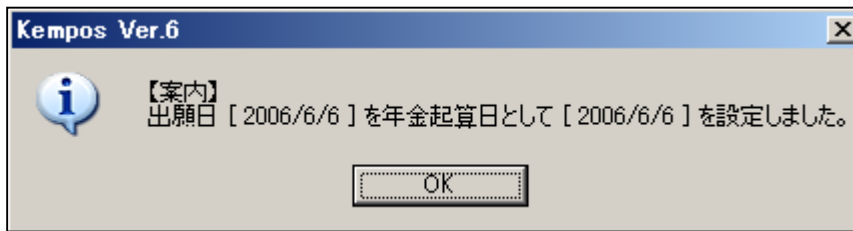
2. 出願の入力

出願は「出願(年金期限の計算あり)」を使用します。

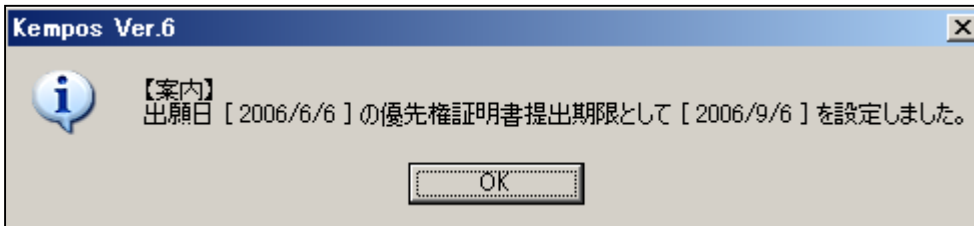
Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS Rep	IDS 提出
		出願	出願	出願	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ZA	南アフリカ	出願	出願	出願(年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		出願	変更出願	変更出願	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- ・ 出願の入力画面です。

年金起算日に出願日をセットします。



優先権証明書提出期限に出願日から3ヶ月後の日付をセットします。



出願入力後の出願台帳の画面です。

整理番号	F1000-ZA	ZA特許	管理者	審判番号	
583	ZA	特	内外	担当者	異議番号
顧客Ref	A01	共願種別	代表出願人	共願人等	1
顧客名	アルプス電気株式会社		分担率%	0	
部署	顧客担当		優先権	出願日	2006年6月6日
原出願	出願No	公開No	公告日	登録日	
請求項	請求期限	要約・関連	審査経過	出願書誌	図面・包袋
納付年	3 月 0	外国期限	期限案内	年金更新	受任・他
名称	English	印刷済	年金回数	年金起算	2006年6月6日
				年金期限	2009年6月6日

- ・ 存続期限として 2016/06/06 (出願日から 20 年後) がセットされます。
- ・ 納付年として「3」がセットされます。
- ・ 年金期限として 2009/06/06 (出願日から 3 年後) がセットされます。
- ・ 年金起算日として 2006/06/06 (出願日) がセットされます。

3. 登録

- ・無審査ですので、登録査定・設定納付といった手続きはありません。
- ・方式審査のみ行なわれ、方式要件を満たしてれば、6～9カ月で受理(ACCEPT)されます。
- ・受理日から3ヶ月で、登録公報で公表されます。これが登録日となります。
- ・登録は一般の「登録(存続期限の計算あり)」を使用します。
存続期限の計算は、出願時に行なっているので、ここでの計算は不要ですが、再計算しても差し支えありませんので、一般の登録を使用します。

	審査	登録	登録(存続期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特許庁から指令・通知	拒絶査定	拒絶査定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

出願手続: フォーム

経過手続 登録

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

登録日 2007年4月4日 経表示 DNTTrn 添付DN

応答元指令

送付日

受領日

担当者

登録番号

印刷済

登録入力後の出願台帳の画面です。

出願台帳: フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 F1000-za Report Preview Print 自願 内外 特 審査 登録(存続) 手続追加

出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

整理番号 F1000-ZA ZA特許 管理者 審判番号

583 ZA 特 内外 担当者 異議番号 年金期限 2009/06/06

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0

部 署 顧客担当 存続期限 2026/06/06

優先権 出願日 2006年6月6日 公開日 公告日 登録日 2007年4月4日

原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願

納付年 3月0 審査請求 外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量

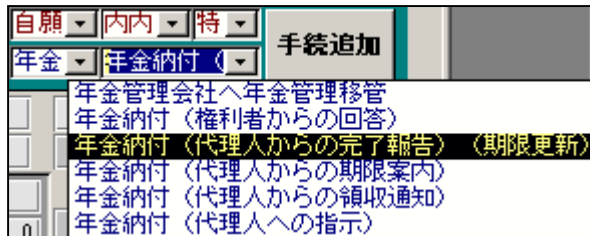
名称 English 印刷済 年金回数 年金起算 2006年6月6日 手続期限

年金期限 2009年6月6日

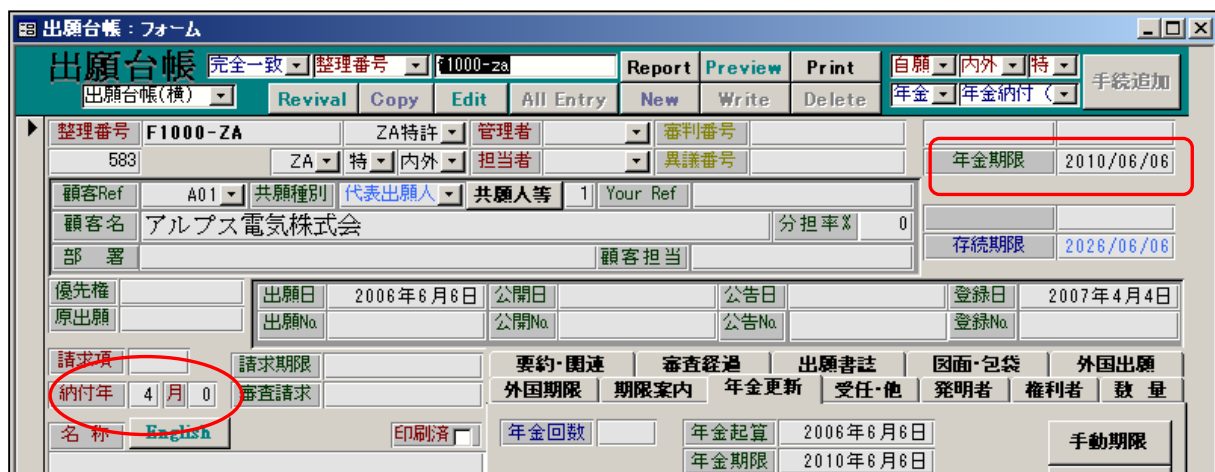
登録日・登録番号(今回は入力していない)がセットされたのみで、年金期限・存続期限等は変化はありません。

4. 4年度分以降の年金の納付。

- ・最初の年金納付は、第4年度分年金の納付を出願日から3年後までに行います。無審査で、遅くとも出願から1年後には登録になりますので、時期的には年金納付は登録後ということになります。
- ・外国出願の場合、通常、外国代理人からの完了報告をもって年金期限の更新を行います。KEMPOS上で、出願維持の年金と権利維持の年金の区別はありません。



「納付報告」入力後の出願台帳の画面です。



- ・納付年は「4」に更新されています。
- ・年金期限は「2010/06/06」に更新されています。